

平成16年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成16年6月8日(火曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 報告第7号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第8号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第9号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第10号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第11号 定期監査報告
- 第11 報告第12号 財団法人美唄市振興公社の経営状況説明書提出の件
- 第12 報告第13号 美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件
- 第13 報告第14号 株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件
- 第14 報告第15号 株式会社ベル・カントの経営状況説明書提出の件
- 第15 報告第16号 繰越明許費繰越計算書の件(美唄市一般会計)
- 第16 報告第17号 繰越明許費繰越計算書の件(美唄市下水道会計)
- 第17 承認第5号 専決処分の承認を求める件(美唄市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例)
- 第18 承認第6号 専決処分の承認を求める件(美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

- 第19 承認第7号 専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)
- 第20 承認第8号 専決処分の承認を求める件(平成15年度美唄市一般会計補正予算(第9号))
- 第21 承認第9号 専決処分の承認を求める件(平成15年度美唄市一般会計補正予算(第10号))
- 第22 承認第10号 専決処分の承認を求める件(平成16年度美唄市老人保健会計補正予算(第1号))
- 第23 議案第49号 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件
- 第24 議案第50号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件
- 第25 議案第52号 美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正の件
- 第26 議案第53号 美唄市字の名称及び区域変更の件
- 第27 議案第54号 平成16年度美唄市一般会計補正予算(第1号)

◎出席議員(22名)

議長	中西 勇 夫 君
副議長	吉 田 栄 君
1番	吉 岡 文 子 君
2番	広 島 雄 偉 君
3番	五十嵐 聡 君
4番	白 木 優 志 君
5番	小 関 勝 教 君
6番	福 庄 計 夫 君
7番	土 井 敏 興 君

8番 谷内 八重子 君
 9番 長谷川 吉春 君
 10番 米田 良克 君
 11番 古関 充康 君
 12番 矢部 正義 君
 13番 谷村 孝一 君
 14番 川本 政芳 君
 15番 内馬場 克康 君
 16番 本郷 幸治 君
 18番 紫藤 政則 君
 19番 荘司 光雄 君
 20番 林 国夫 君
 22番 長岡 正勝 君

◎出席説明員

市長 井坂 紘一郎 君
 助役 田淵 明信 君
 収入役 伊藤 順一 君
 総務部長 板東 知文 君
 市民部長 三谷 純一 君
 保健福祉部長兼福祉事務所長
 安田 昌彰 君
 経済部長 天野 修二 君
 建設部長 酒巻 進 君
 水道部長 加藤 誠 君
 市立美唄病院事務局長
 堀川 泰雄 君
 消防長 佐藤 賢治 君
 総務部総務課長 奥山 隆司 君
 総務部総務課総務係長 阿部 良雄 君

教育委員会委員長 藤井 忠一 君
 教育委員会教育長 村上 忠雄 君
 教育委員会教育部長 吉田 讓 君

選挙管理委員会委員長

熊野 宗男 君

選挙管理委員会事務局長

稲村 秀樹 君

農業委員会会長 西館 隆志 君

農業委員会事務局長 秋場 勝義 君

監査委員 佐藤 昭雄 君

監査事務局長 遠藤 等 君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津 敬一 君

次長 和田 友子 君

総務係長 濱砂 邦昭 君

午前10時00分 開会

●議長中西勇夫君 ただいまより、本日をもって招集されました平成16年第2回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 谷村孝一君

14番 川本政芳君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月18日までの11日間とし、うち6月9日及び6月10日、6月12日及び6月13日、6月16日及び6月17日を休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6月18日までの11日間とし、うち6月9日及び6月10日、6月12日及び6月13日、6月16日及び6月17日を休会とすることに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 平成16年第2回市議会定例会に当たり市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

はじめに、美唄市体験交流施設の供用開始について申し上げます。

昨年8月から建設を進めて参りました美唄市体験交流施設は、5月10日に供用を開始し、陶芸体験や農産物の直売所として、市内外の皆様にご利用いただいているところであります。

なお、登り窯につきましても、窯の乾燥期間を終えた後、来年4月からご利用いただける予定であります。

次に、平成15年度各会計決算概要について申し上げます。

各会計のうち、市立美唄病院事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、老人保健会計、下水道会計、土地区画整理事業会計、介護保険会計及び介護サービス事業会計は5月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖しました。

その概要は、別紙のとおりでございます。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第6、報告第7号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第11号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第7号ないし報告第11号の以上5件を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第11、報告第12号財団法人美唄市振興公社の経営状況説明書提出の件及び日程の第12、報告第1

3号美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件の以上2件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第12号及び報告第13号の以上2件を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第13、報告第14号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件及び日程の第14、報告第15号株式会社ベル・カントの経営状況説明書提出の件の以上2件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第14号及び報告第15号の以上2件を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第15、報告第16号繰越明許費繰越計算書の件及び日程の第16、報告第17号繰越明許費繰越計算書の件の以上2件を一括議題といたします。

これより報告第16号及び報告第17号の以上2件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第16号及び報告第17号の以上2件を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第17、承認第5号専決処分の承認を求める件ないし日程の第22、承認第10号専決処分の承認を求める件の以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、承認第5号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第3号美唄市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例は、平成16年4月1日付の組織機構の改正に伴い、同条例に規定する会議の庶務担当を「生活環境課」から「市民部」に改めたものであります。

次は、承認第6号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第4号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及び介護補償の額について、必要な改正をしたものであります。

次は、承認第7号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第5号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

す。

専決処分を行った美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税、法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、国民健康保険税及び都市計画税について、必要な改正をしたものであります。

次は、承認第8号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第1号平成15年度美唄市一般会計補正予算（第9号）について、去る3月25日付で起債の許可決定通知があったため、同日付で地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

次は、承認第9号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第2号平成15年度美唄市一般会計補正予算（第10号）について、去る3月31日付で起債の許可決定通知があったため、同日付で地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

次は、承認第10号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第6号平成16年度美唄市老人保健会計補正予算（第1号）について、出納閉鎖時において平成15年度収支に不足を生じたことから、平成16年度予算を繰り上げて充用したもので、去る5月31日付で地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものでございます。

以上、各案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願い

いたします。

●議長中西勇夫君 これより承認第5号ないし承認第10号の以上6件について、一括質疑を行います。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 ただいま承認を求める件について、6件一括して、その提案理由の説明があったわけですが、この専決につきましては、本来ですと地方自治法第96条の議会が議決をしなければならない、議会の権限として持っている部分を諸般の事情により市長が市長の権限で処分をすると。その後、議会が追認をするということでありまして、仮にその承認をしないと、こう言いましても法的な効力には影響を及ぼさないということになっておりまして、この専決処分の重みというのは、おのずから法律で明らかでございます。

そんな意味からしますと、この専決の扱いにつきましては、当然法律の根拠なり、その慎重さというのは慎重の上にも慎重を期していくということは言わずもがなであります。私はこの専決処分の6件のうち承認第7号の美唄市税条例の一部を改正する条例、この条例に関して、2点ほどご質疑をしたいというふうに考えております。

市税条例の改正につきましては、いまの提案理由の説明では、地方税法の一部が改正された。それを受けて、条例の手直しをいたしましたという内容でございます。個人の市民税、法人の市民税、固定資産税、国民健康保険税、そして地方税法等の引用条項、規定の整備、特別土地保有税という話もございました。施行期日と経過措置というふうにして整

理がされております。この市税条例は、地方税法とあわせて、非常に読み取るのが難解でございます。議会運営委員会の資料等である程度は把握できますけれども、率直に言ってこの条例改正によりまして、市民の皆さん方の税負担がどうなっていくのかというのを私どもが問われましても、明確にお答えできない、残念ながらそういう規定でございます。

そこで、この中で個人の市民税、あわせて施行期日、経過措置も含めて、ここに限って主なものに関する税負担の影響というのがどうなっていくのか、この辺、その内容について、大まかで結構ですが、お知らせをいただきたいと思っております。税負担の増になるというのは一部わかりますが、当然これは平成16年度の当初予算にも具体的にこの法改正を見込んで反映をされているものがあるかと思っておりますけれども、モデル的な例も示していただきながら、難しいようでしたら、これはお答えできる範囲で結構ですが、ひとつ内容についてお知らせをいただきたいというのが1点でございます。

それから、もう1点は、私は再質問する気ございませんので、みんな最初に言っちゃいますけれども、3月31日に地方税法の一部改正する法律が公布をされたというふうに伺っております。3月のいわば国会において法律が成立をしたというのは、3月28日ということも伺っております。施行が4月1日ということでございます。当然議会を招集する暇がない、当たり前であります。

しかし、一方事務方の準備は法改正を見込んで準備をしなければならないということも、

またやらなければならないことだというふうに思いますが、国は地方の課税自主権の拡大をすとか、地方税法の改正によりまして、固定資産税の制限税率を撤廃すとか、それから標準税率の考え方を改めて、いわば地方は自主的に、主体的に物を決めていこうという法改正、そういう流れです。これは、分権の流れだと思います。

しかし、一方やっていることは、実質的に議会の権能を国が奪ってしまっているということ指摘せざるを得ないと思うんです。議会って一体何なのかと。もっとも地方自治法第96条にあります条例を設けたり改廃をするというのは、最初に定められていますから、そのことの重みというのは、私もつたない経験ですが、十分受けとめているつもりです。しかし、いまの専決処分をいたしました、その提案理由をご説明いたします、かくかくしかじかですだけでは、住民に対する議会の責めを負うということの実態としてなっていない。この要因は何かといいますと、国の国会における、この法改正の時期です。これも毎年のようになっちゃってしまっていて、当たり前のようになっていますが、ここはひとつ私ども議会としましても、当然あらゆる機会、このことについて、いろんなパイプを使ってお話をする、ご要望していくということはしていかなければならないと思っております。

しかし、首長としましても、全道市長会その他を通じて、この法改正の時期、これは要するに政党間のいろんな問題やら、我々には関与できない要素があつてのことかと思っておりますけれども、ぜひあらゆる機会を通じて議会の権能が実質的に機能できるような、そうい

うひとつお取り組みをぜひしていただけないものだろうか、これは要望でございますが、その点についてお考えがあればお示しいただきたいと思ひます。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 紫藤議員のご質疑にお答えいたします。

初めに、専決処分の承認を議会に求めたわけでございますけれども、専決処分に当たりましては今後とも慎重に取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

それで、承認第7号の美唄市税条例の一部を改正する条例に関連いたしまして、初めに税の市民負担額と施行期日についてでございますけれども、市税条例改正に伴う影響額につきましては、平成15年度ベースで比較をいたしますと、平成16年度は均等割の税率が2,000円から3,000円の引き上げにより、総額961万円の増となります。平成17年度は、妻の均等割非課税の廃止によりまして、1,500円が課税となり、総額227万円の増となります。平成18年度には、妻の均等割額が3,000円となり、総額454万円の増と見込んでおります。

また、老年者控除の廃止によりまして、課税標準160万円以下の階層では約600人で、1人当たり1万4,400円、550万円以下の階層では約100人で1人当たり3万8,400円、1,000万円以下の階層では約10人で1人当たり4万8,000円で総額1,323万円の増となります。

今回の改正による影響額は、18年度で約2,700万円になるものと見込んでおります。

また、均等割、所得割の非課税基準額の引き下げにより、夫婦、子供2人の4人家族で均等割で132万円から130万円に2万円引き下げ、所得割で176万円が175万円に1万円引き下げとなりますが、この改正による該当者は少ないと見込んでおります。

次に、市税条例の施行期日は平成16年4月1日であります。適用の年度で申し上げますと、平成16年度は均等割、所得割の非課税基準の引き下げ、均等割税率の引き上げ、平成17年度は妻の均等割非課税の廃止、譲渡所得に係る税率等の改正、平成18年度は老年者控除の廃止などとなっております。

次に、地方税法改正時期についての要望等についてでございますけれども、議員先ほどご指摘ございましたが、過去には前年度の12月または3月定例会において条例改正案をご審議をいただけてきたところであります。近年では国会での地方税法等改正案の成立がおくれ、法律の施行日の関係から結果として条例改正を専決処分により行わざるを得ない状況となっております。

なお、地方税法の改正の時期に関する国への要望につきましては、北海道市長会で協議をしてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号専決処分の承認を求める件ないし承認第10号専決処分の承認を求める件の以上6件は、原案のとおり承認されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第23、議案第49号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件ないし日程の第26、議案第53号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第49号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、非常勤消防団員の退職報償金の支払額が引き上げられたことに伴い、本市においてもこれに準じ改正しようとするものでございます。

次は、議案第50号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。

本件は、北海道医療費給付事業の制度改正に伴い、本市においてもこれに準じ改正しようとするものでございます。

次は、議案第52号美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、北海道建設部手数料条例の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じ改正し

ようとするものでございます。

次は、議案第53号美唄市字の名称及び区域変更の件であります。

本件は、道営経営体育成基盤整備事業の換地処分に伴い、1筆の土地が2つの字にわたるため、土地改良法の規定により、1筆の土地の区域が2つ以上の字にわたるように定めなければならないことから、所要の変更をしようとするものでございます。

以上、各案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第49号ないし議案第53号の以上4件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
これより議案第49号について、大綱質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって、議案第49号についての大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第50号について、大綱質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって、議案第50号についての大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第52号及び議案第53号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって、議案第52号及び議案第53号の以上2件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第49号は総務委員会に、議案第50号は民生委員会に、議案第52号及び議案第53号の以上2件は経済建設委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第27、議案第54号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） ただいま上程されました議案第54号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算について、補正しようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、

民生費には、母子家庭等医療費助成事業に要する経費を、重度心身障害者医療費助成事業及び老人医療費助成事業に要する経費の減額を、

衛生費には、乳幼児医療費助成事業に要する経費を、

労働費には、緊急地域雇用特別対策事業に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入については、歳出計上額に対応する道支出金をそれぞれ増減額し、計上いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第54号は大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することについていたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第54号について大綱質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって、大綱質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第54号については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、議案第54号については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子君、五十嵐 聡君、白木優志君、
福庄計夫君、古関充康君、矢部正義君、
川本政芳君、本郷幸治君、吉田 栄君、
紫藤政則君、長岡正勝君、

の以上11人の諸君を指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時30分 散会

